

令和 4 年

第 1 回 館 山 市 議 会 臨 時 会 議 案

(予 算 議 案)

館 山 市

議案第 3 号

令和 3 年度 館 山 市 一 般 会 計 補 正 予 算 (第 1 4 号)

令和 3 年度 館 山 市 の 一 般 会 計 補 正 予 算 (第 1 4 号) は、次 に 定 め る と ころ に よ る。

(歳 入 歳 出 予 算 の 補 正)

第 1 条 歳 入 歳 出 予 算 の 総 額 に 歳 入 歳 出 そ れ ぞ れ 9, 1 8 8 千 円 を 追 加 し、歳 入 歳 出
そ れ ぞ れ 2 4, 1 1 7, 6 2 2 千 円 と す る。

2 歳 入 歳 出 予 算 の 補 正 の 款 項 の 区 分 及 び 当 該 区 分 ご と の 金 額 並 び に 補 正 後 の 歳 入 歳
出 予 算 の 金 額 は、「第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正」に よ る。

(繰 越 明 許 費 の 補 正)

第 2 条 繰 越 明 許 費 の 追 加 は、「第 2 表 繰 越 明 許 費 補 正」に よ る。

令 和 4 年 2 月 2 日 提 出

館 山 市 長 金 丸 謙 一

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
16.国庫支出金		4,957,924	9,188	4,967,112
	2.国庫補助金	2,468,804	9,188	2,477,992
歳入合計		24,108,434	9,188	24,117,622

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3.民生費		9,251,578	9,188	9,260,766
	3.児童福祉費	2,621,267	9,188	2,630,455
歳出合計		24,108,434	9,188	24,117,622

第2表 繰越明許費補正

追加

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
3 民生費	3 児童福祉費	放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業	2,799
3 民生費	3 児童福祉費	保育士等処遇改善臨時特例補助金	4,323

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計
16.国庫支出金	4,957,924	9,188	4,967,112
歳入合計	24,108,434	9,188	24,117,622

(歳出)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国庫支出金	地方債	その他	
3.民生費	9,251,578	9,188	9,260,766	9,188			
歳出合計	24,108,434	9,188	24,117,622	9,188	0	0	0

2 歳入

款 項 目	補正前の額	補正額	計				
				16. 国庫支出金	4,957,924	9,188	4,967,112
				2. 国庫補助金	2,468,804	9,188	2,477,992
2. 民生費国庫補助金	1,615,895	9,188	1,625,083				
歳入合計	24,108,434	9,188	24,117,622				

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
3. 児童福祉費補助金	9,188	保育士等処遇改善臨時特例交付金 9,188
第16款 国庫支出金		

第16款 国庫支出金

3 歳出

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
3 民生費	9,251,578	9,188	9,260,766	9,188			
3 児童福祉費	2,621,267	9,188	2,630,455	9,188			
1 児童福祉総務費	358,771	3,700	362,471	3,700			
				3,700			
2 児童措置費	1,071,331	5,488	1,076,819	5,488			
				5,488			
歳出合計	24,108,434	9,188	24,117,622	9,188	0	0	0

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
12. 委託料	3,365	
18. 負担金補助及び交付金	335	学童クラブ運営事業【こども課】 3,700 委託料 3,365 放課後児童健全育成事業委託料 負担金補助及び交付金 335 放課後児童健全育成事業補助金 335
18. 負担金補助及び交付金	5,488	保育所運営委託事業【こども課】 5,488 負担金補助及び交付金 5,488 保育士等処遇改善臨時特例補助金 5,488

第3款 民生費 第3項 児童福祉費
第1目 児童福祉総務費 ~ 第2目 児童措置費